

G 7 三重・伊勢志摩交通大臣会合の報道を通じたPR効果調査業務委託仕様書

1 委託業務名

G 7 三重・伊勢志摩交通大臣会合の報道を通じたPR効果調査業務

2 委託業務の目的

本業務は、令和5年6月16日から3日間にわたり開催されるG 7 三重・伊勢志摩交通大臣会合について、G 7 三重・伊勢志摩交通大臣会合推進協議会（以下「推進協議会」という。）が示す期間中、「G 7 三重・伊勢志摩交通大臣会合」の報道を通じたPR効果を調査・分析することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和5年8月31日（木）まで

4 委託業務の内容

新聞、テレビ、インターネット等で取り上げられたG 7 三重・伊勢志摩交通大臣会合に関する記事や番組等を広告料金やCM料金等に換算し、PR効果を調査・分析する。

（1）調査対象とする報道機関・媒体

- ① 中部、東海エリアの全国紙、地方紙 8紙以上
- ② 中部、東海エリアテレビ局 6局以上
- ③ インターネット
- ④ その他

上記項目のうち①～③については調査必須とする。④については、PR効果調査に効果的であると考えられるものを調査対象に含めること。

（2）調査対象期間

・令和4年9月16日（金）～令和5年7月16日（日）まで

但し、過去に遡って調査することが不可能な媒体がある場合、調査対象期間を、調査開始日～令和5年7月16日（日）までとする。

その場合、遡って調査することが不可能な媒体およびその理由について示すこと。

5 提出物及び提出時期

本事業の実施にあたって以下のものを指定の時期に提出する。

（1）実施体制図・業務実施計画書

契約締結後速やかに提出する。業務実施計画書は、4に定める業務の処理計画を明らかにしたものとする。変更の場合はその都度変更書類を提出する。

（2）メディア掲載実績リスト

調査対象期間に新聞、テレビ、インターネット等で取り上げられたG 7 三重・

伊勢志摩交通大臣会合に関連する記事や番組等を抽出し、令和5年8月31日（木）までにリストを提出する。なお、当該リストの作成にあたっては、著作権等の取扱いについて十分留意すること。

（3）報告書

上記（2）で抽出した記事や番組等を広告料金やCM料金等に換算して、PR効果を調査・分析し、報告書を作成する。報告書は令和5年8月31日（木）までに紙媒体及び電子媒体（CD-R、DVD-Rなど）を各2部納品する。

6 業務実施上の条件

- （1）委託業務の実施にあたっては、実施内容を推進協議会と協議しながら進めるものとする。
- （2）業務の処理に際して、推進協議会と受託者の間で打ち合わせを行った際は、打ち合わせ記録を作成し、速やかに提出することとする。なお、推進協議会との打ち合わせ等の業務は、推進協議会が指定する場所において適宜行うこととする。
- （3）報告書の作成に必要な作業場所及び設備等は、受託者側負担で用意すること。
- （4）業務実施計画書は遵守すること。ただし、推進協議会による計画の変更があった場合は、この限りではない。
- （5）受託者は、報告書の作成に当たり、対象業務に関する十分な知識、理解及び経験のある複数のスタッフを確保の上、委託条件を遵守し、成果品を確実に納入すること。
- （6）上記以外でも本事業の効果を促進するための取組については積極的に提案・実施すること。

7 その他特記事項

- （1）受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- （2）推進協議会は、受注者が（1）イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。
- （3）個人情報の適切な管理のために、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を

遵守すること。委託業務に従事する者または従事していた者等は、個人情報の取扱いには十分に留意すること。個人情報保護法第176条、第180条及び第184条により委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則がある。なお、個人番号を含む個人情報取扱事務を受託する場合は、番号法第50条、第51条、第55条、第56条及び第57条の罰則規定も適用される。

- (4) 業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに推進協議会に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち推進協議会又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって推進協議会に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
- (5) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、推進協議会と受託者が協議のうえ実施するものとする。
- (6) その他必要な事項は「G7三重・伊勢志摩交通大臣会合推進協議会事務局財務会計規程」によるものとする。

8 連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
G7三重・伊勢志摩交通大臣会合推進協議会事務局
TEL：059-224-3413
FAX：059-224-3024
E-mail：g7pt@pref.mie.lg.jp
担当：青、八木、藏本